

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.269

令和6年12月10日

ショッピングセンターで、「ウォーターサーバーと水を無料で提供する」と言われ契約したが、解約するには高額な解約料がかかることが分かった…。

## 相談内容

【相談者 20代 女性】

一昨日、ショッピングセンターのイベントスペースで、「ウォーターサーバーと水を無料で提供する」と言われ、話を聞くと、サーバーは無料レンタルだが、水は2回目から20リットルで月5,000円かかるとのこと。断り切れずに契約したが、これだけの量の水を消費するのは難しいし高額なので解約しようと思った。契約書には5年しばりの契約とあり、1年未満で解約する場合は数万円の解約料がかかるとある。解約したいが解約料は支払えない。どうしたらよいでしょうか…。

## 対処方法

ショッピングセンター等商業施設内の特設ブースやイベントスペースで勧誘され、契約後に、「解約を申し出たら、勧誘時に説明がなかった違約金を請求された」「ウォーターサーバーのレンタル契約を結んだと思っていたが、購入契約となっていた」などといった相談が寄せられています。

- 契約書にはクーリング・オフの記載があったため、クーリング・オフ通知を出されるよう助言しました。
- 不意に声をかけられ、冷静に判断できないまま勧誘されたり、契約内容について十分な説明がないケースが多くみられます。トラブルにならないよう次のポイントにご注意ください。
  - ☑ そのサーバーは「レンタル」ですか？「購入」ですか？
  - ☑ 月々の支払額と契約期間の総額はいくらですか？
  - ☑ 解約料や違約金、残債について確認しましたか？
  - ☑ 販売員の説明は契約書の内容と一致していますか？
  - ☑ 複数の事業者の機器や価格、サービス内容を比較・検討しましたか？

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

( ) 契約書面を受け取った日から一定期間内であれば、無条件で契約解除ができる制度。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)